

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年7月24日（平成29年（行情）諮問第313号）

答申日：平成29年9月26日（平成29年度（行情）答申第247号）

事件名：教員のわいせつ事案に係る裁判書類（直近のもの）に関する一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「教員のわいせつ事案に係る裁判書類（直近から1事例）（全国）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年5月16日付け29受文科初第528号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政文書開示決定処分の取消しを求める。

法5条1号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不服申立てに係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「教員のわいせつ事案に係る裁判書類（直近から1事例）（全国）」（本件対象文書）である。

本件対象文書について、法9条1項の規定に基づきその一部を開示とする決定を行ったところ、審査請求人から、当該決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 原処分に当たっての考え方について

本件対象文書は裁判書類一式であり、不開示とした部分に記載している事件番号は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものについては、公にすることにより個人の権利利益を侵害する恐れがあり、法5条1号に該当するものであるため、一部開示決定としたことは妥当である。

なお、事件番号以外に黒塗りされている部分については、当省において

黒塗りしたものではなく、県教委から提出があった段階において既に黒塗りされていたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月1日 審議
- ④ 同年9月4日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書を見分すると、特定の懲戒処分取消等請求事件に係る判決文であって、事件番号が法5条1号に該当するとして不開示とされていることが認められる。なお、事件番号以外に黒塗りされている部分について、諮問庁は、県教委から提出があった段階において既に黒塗りされていたものである旨説明しており、当事者である特定個人（元教員）の氏名等は当該黒塗り部分に含まれていることが認められる。

(2) 当該事件は行政訴訟であり、これら訴訟事件の記録は、「何人も」閲覧請求をすることができることとされているため、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用して当該事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者である個人を特定できることとなる。したがって、事件番号は、法5条1号本文前段の個人識別情報に該当する。

そして、法5条1号ただし書きの公表慣行の有無について検討すると、上記閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

したがって、事件番号について、訴訟記録の閲覧制度を前提に公表慣行があると認めることはできない。

また、最高裁判所のウェブサイトにて既に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきであるが、当審査会事務局職員をして上記ウェブサイトを確認させたところ、本件対象文書に記載のある事件番号が上記ウェブサイトに掲載されている事実は認められない。

以上のことから、事件番号については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情も認められない。

そして、事件番号は、個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司